原子力規制委員会記者会見録

● 日時:平成29年11月22日(水)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから御 質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラといいます。よろしくお願いします。

昨日、原電が東海第二原発の40年超運転の申請をする旨を表明されました。安全対策 工事が終わるのは早くても2021年3月ということで、2011年、東日本大震災のときに運 転停止して以来、早くても10年後にようやく再稼働ということになると思います。10年 というブランクをどのようにお考えでしょうか、安全上の点から見て。

○更田委員長 そうですね。これは別のところでもお話をしたことがあるのですけれども、 やはり心配はしています。というのは、技術、知識、それから、現場の感触といったも のがきちんと維持されて、伝わるかどうかということは、これは規制当局としての私た ち自身もそうですし、何より事業者自身が大きな不安というか、問題としての捉え方は しているものと。いろいろな人とお話をしますけれども、やはりブランクというものの 持つ意味は、皆さん、一定程度深刻に捉えている部分があります。

10年という期間ですけれども、その間に新たに加わった人たちは、もう既にその人たちが30代の前半になるような年月ですので、温かい状態のプラントを知らないということになりますけれども、技術者にとって別に温度だけではなくて、震動であるとか、においであるとか、雰囲気のようなものというのは、これは原子力に限りませんけれども、動いている状態のプラントを知るということ、感触を持っているということは、危険を未然に察知するであるとか、あるいはふぐあいを未然に感じ取るという意味において大きな意味のあることですから、御指摘のように、ブランクがあるということはきちんと踏まえる必要があるだろうと思います。

そういった意味で、数は多くないですけれども、既に動いているプラントがありますから、他社のプラントであっても、そこへ人を送るなどをして、実経験を持ってもらうための努力というのは事業者間でも行われているというふうに聞いています。

○記者 もう一点、東海第二の関係なのですが、ほぼ安全審査についてはめどが立っているところだと思いますが、来年11月までに工事計画で更に詳細、防潮堤ですとか、あと、ケーブルの難燃化の問題ですとか、こういったところはどのように課題などを捉えてい

らっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 工事計画認可については、並行審査という形であるので、許可に関する判断前にも一定程度は作業に入っているものではあるのですけれども、期間の後ろが区切られているといいますか、許されている時間というのが限られていますので、なかなかに厳しい作業ではあるだろうと思っています。

今おっしゃった2つの点でいうと、防潮堤の施工に関する設計並びに施工に関する確認等々に関して、これが大きなチャレンジになるだろうなとは思っています。ケーブルについては長く議論をしてきましたし、工認に入ってからの確認作業というのもありますけれども、浮かぶとしたら防潮堤、今の時点で捉えているものとしては防潮堤が挙げられます。

- ○司会 御質問のある方。オカダさん。
- ○記者 東洋経済新報社のオカダと申します。お世話になります。

東海第二につきまして2つお答えいただきたいのですが、1つが、経理上の基礎、経理的基礎に関しまして、工事の費用などを自力で捻出するのが難しいということで、電力会社からの債務保証を求めるというお考えも示されているようですけれども、それとは別に、日本原電自体がかなりこの間財務が傷んでいるということで、資本が十分なのか、あるいは事故が起きたときに、そういった費用の支払い能力があるのかという点も経理的基礎に含まれることがあるのか、ないのか、そのあたりがちょっと気になるのですが、どのようにこの辺は審査をするお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、これまでの審査のプラクティス、これは規制委員会発足前も含めて ですけれども、設置許可段階における経理的基礎の確認というのは、ある程度限定的な ものだと考えています。

というのは、設置許可段階の審査の一環として経理的基礎という項目がありますけれども、多くの場合は、多くの発電事業者の場合というのは原子力以外の事業も持っていて、そういった意味で、多くの場合は、余り論点にすらならずに経理的基礎の問題は済んでいるところがある。

一方、日本原電に関しては、御指摘のように売電専業の会社であって、そして、原子力専業ですので、敦賀 1、敦賀 2、東海第二と動いていないわけですから、一切売り上げが立っていない。

さらに、原子力安全・保安院の指摘というか、指導による緊急安全対策、これは敦賀 1、敦賀2、東海第二を合わせて1,000億円を少し超えるぐらいだったと思いますけれ ども、この投資を行う際に債務保証を受けたという経緯がある。

これらを踏まえると、日本原電に関しては、やはり今回もというふうに考えられるのですけれども、債務保証をこちらから示すように求めたわけではなくて、経理的な資源を示すようにという指摘に対して、債務保証を受けると。その債務保証の債務者を連れ

てくるというか、そういう表現になりますけれども、というのが日本原電から提案があったので、それをこれから具体的に示してもらおうという形です。

ただ、おそらく設置許可段階の経理的基礎に関して、これ以外のところまで、今おっしゃったような将来の経営にわたるような判断を設置許可段階ですることは考えていないし、それはむしろ日本原電という会社の性質から考えると、電力事業者全体であるとか、ないしは、場合によっては経済産業省の中での検討といったようなものが重要になってくるのだろうと思います。

- ○記者 もう一つなのですけれども、これも立地に関してなのですけれども、今回の審査では余り立地のことというのは審査されていないかと思いますが、30キロメートル以内に100万人も住んでいるということで、このあたりというのは、この立地に関しての審査というのはしないで進めてきているというのは、改めてどうなのかというふうな疑問もあるのですけれども、いかがでしょうか。
- ○更田委員長 立地に係る審査についていえば、置かれているサイトの自然条件に関しては入念な審査を行ってきている。御承知のとおり、地震であるとか、津波その他の自然現象について。今、言及されたのは、いわゆる防災の実行可能性という点であろうと思うのですけれども、これについては、現在の枠組みでは設置許可変更という審査の枠の外であって、今後、自治体が策定をする防災計画の実効性に関しては、最終的にはこれは原災会議でそれを承認するという形になるわけですけれども、内閣府、それから、原子力規制委員会、それから、自治体の間で計画を策定して、またその中で実効性についても確認をしていくということになろうかと思います。
- ○記者 分かりました。ありがとうございます。
- ○司会 ゴソウさん。
- ○記者 日本経済新聞のゴソウと申します。

引き続き東海第二についてお伺いしたいのですけれども、主に2点ありまして、1つ目が、今回、40年超の延長申請がBWRとしては初めてだと思うのですけれども、これに関して、特有の難しさですとか、何か思い当たるものがあったら教えていただきたいです。

- ○更田委員長 そうですね。BWRだから特にという点は、特にBWRだということで強く意識しなければならないところがあるという理解ではないです。PWR同様に圧力容器や一次系、再循環系といったところ、それから、コンクリート構造物等々を見ていくことになりますけれども、特段、B独特のというのはすぐにちょっと挙げることはできないですね。
- ○記者 分かりました。

あと、2点目なのですけれども、経理的基礎の審査に関してで、委員長がおっしゃったように、これまでの審査ではヒアリングなどで電力会社の状況を確認するだけだった

と。ただ、今回に関しては、やはり事情が違うので、しっかりと審査会合で見ていこうという話だと思うのですけれども、日本原電が提示する債務保証者の当てに関して、規制委員会の中でそういった専門の知識をお持ちの方がいらっしゃるのか。いらっしゃらないのであれば、どういった方法で判断を下されるのかというところをちょっと教えていただけますか。

- ○更田委員長 これは先ほどの御質問にもお答えしたように、設置変更許可の審査段階における経理的基礎の項目というのは、ある程度限定的なものにならざるを得ないと思っています。今、専門性とおっしゃったけれども、経理上の専門性を要するようなというよりは、むしろ概形的なものを捉えるということだろうと思いますから、今後、日本原電から債務保証を行う者の提示があって、課題としてはそれをどう確認していくか。申請書はあくまで日本原電が表明するものですので、第三者がそこに登場するわけではないですけれども、外部の文書として債務保証するという者の確認をどういうふうにするか。これはまだやり方をきちんと決めているわけではありませんので、ただ、審査の中で債務保証をする者の確認というのはきちんとしていきたいと思います。
- ○司会 ほか、御質問のある方。では、手前の男性の方、どうぞ。オガワさんですね。
- ○記者 朝日新聞のオガワです。よろしくお願いします。

高速増殖炉のもんじゅについて2点お尋ねしたいのですけれども、先日、田中知委員が現地を視察されて、その際に原子力機構の方からも、廃止措置計画の申請がまだできていないということについて、おわびしたいという御発言もありました。

委員長として、改めてなのですけれども、廃止措置計画を規制委としても再三、確かに求めていると思うのですが、現状、どう見ていらっしゃるのかということと、これも改めてなのですけれども、5年半で燃料取り出しということが計画でうたわれていますけれども、率直に、5年半でできるのかということをお尋ねします。

○更田委員長 まず、廃止措置計画についてですけれども、確かに廃止措置計画が速やかに出されることが重要という立場は変わりません。特に廃止措置計画が速やかに出せるように、炉心にまだ燃料がある状態でも構わないから計画を申請するようにという、ある種、特別扱いまでして構えている状態なのだけれども、なかなか申請されない。それは問題ではあるのだけれども、では、再三、早く申請がなされるようにと伝えてはいるものの、一方で物すごくぎゃんぎゃん気にしているかというと、むしろ重要なのは御質問の後半にあった方であって、燃料の炉心からの取り出しがきちんと5年半で完了するのか。そして、この5年半という時計は申請から動き出すのではなくて、もう動き出しているわけです。ですから、時計の針はもう動いているのであって、その動いている時計が5年半を打つまでの間に炉心から燃料をきちんと取り出してもらうことが重要で、そのために監視会合においても彼らの計画を聴取している。JAEAも時計の針が動くことは認識をしていて、5年半というのが守れるという計画を出している。

もちろんJAEAのこれまでの実績から考えて、5年半で本当にできるのかという不安があるであろうことは承知をしています。しかし、私たちとしては、今、5年半の期間までに炉心から燃料が出せる計画に十分な検討が加えられているか、一定程度の余裕がちゃんととられているかどうか、技術的に十分練られているものであるかどうか、これも既に見始めているわけですので、実質的には、廃止措置計画の申請前ではあるけれども、炉心燃料の取り出しに関して言えば、規制側と事業者の間の関係というのはもう進み始めているので、これについては今後ともきちんと見ていきたいと思っています。

- ○記者 燃料が取り出されていない現状のリスクというのは、新規制基準に適合していな い炉の中に燃料がある、この状態はどう見ていらっしゃいますでしょうか。
- ○更田委員長 現実的に可能な範囲において速やかに燃料が炉心から取り出されて、さらに言えば、一次系のナトリウムを抜くことができれば、当然、リスクの観点からすると、その方が好ましいと考えています。いつまでも炉心燃料が居座り続ける、なかなかナトリウムが抜けないという状態が続くのはふさわしくない。ただし、運転の計画はないわけですので、そういった意味で、非常に大きな危険があるかというと、そういうわけでもないと思っています。

ただ、この5年半という期間が、例えば、11年になってしまうとか、16年半になってしまうとか、そういうことになったら一定の対策を、廃止措置と同時に打ってもらうことになるだろうと思いますけれども、廃止が決まっていて、廃止措置を進めようとするプラントに対して防護措置をとるというのは、事業者としてはなかなかたまらないことだと思いますので、であるからこそ、きちんとこの5年半という期間を守って炉心から燃料が取り出されることが何より重要だと思います。

- ○司会 御質問のある方。ミヤジマさん。
- ○記者 『FACTA』のミヤジマです。

東海第二の財務基盤の問題は、今のテクニカルな審査会合で一応、審査することにはなっているのでしょうけれども、基本的には、委員会でそういうものがあるのかどうか、とりわけ原電の社長はこちらにも何回か来ていますし、最大株主は東電ですし、オール電事連というか、結局、そういうところの経営的な支援が明らかにならない限り、委員会として責任持ってそういう経営的な話を聞かないと、今の審査会合で何か書面出てどうだという甘い問題なのでしょうか。自ら確認するということであってほしいと思うのですけれども、そこはどうでしょう。

○更田委員長 それはおっしゃるとおりだと思います。審査会合で見られること、それから、設置変更許可の審査の中で見るものはあくまで限定的なものです。一方、日本原電という社の将来、未来、その安定であるとか、そういったものは別の問題というか、もっとずっと大きな問題であって、その大きな問題に関して、規制当局の持つ役割もあるでしょうけれども、先ほどお答えしたように、事業全体を所管するところの責任もある

でしょうし、それから、電気事業者全体の問題としても捉える必要があるだろうと思います。規制上の問題として日本原電という会社の安定性を求めなければならない状態が確認されれば、それは当然、審査会合ではなくて規制委員会として問いかけることになるだろうと考えています。

- ○司会 ほかに御質問のある方、いらっしゃいますか。ナガノさん。
- ○記者 新潟日報のナガノと申します。

柏崎刈羽6、7について、手続的なところで恐縮なのですけれども、今、6、7の審査書案が意見募集終わって、いろいろ対応しているところだと思いますけれども、今日の午前中の会合で、審査における主な課題の考え方のところ柏崎刈羽の備考のところに、柏崎刈羽の審査を通じて得られた技術的な知見を踏まえて、これは先日終わったのでしょうけれども、規制規則の改正というところで準備がされていると思うのですけれども、これを見ると、その後また補正申請を受けて、その内容を確認した後に処分の可否を判断するとありますけれども、要は規則の改正をまずこなしてから柏崎の審査書について議論するという認識なのでしょうか。

- ○更田委員長 そうですね。何しろ柏崎刈羽6、7号機の審査の経験を踏まえたものがほとんどですから、それを踏まえた基準の改正をまず行って、改められた基準にのっとった申請となるように補正をしてもらって、その上で処分の判断をしようというのが手順です。さもないと、柏崎刈羽の今の申請の内容に関して処分の判断をした後に基準が変わってとなると、また変更申請をしてもらってという形になるので、これはあくまで手続の問題と言えるかもしれませんけれども、今、とろうとしている手順の方がはるかに合理的であろうと考えています。
- ○記者 関連して、これまでの審査の先行事例を見ますと、審査書案が出てきて、審査書が正式に決まるのは2ヶ月ぐらいというケースが多くて、それに照らすと、柏崎刈羽もそろそろ2ヶ月というところですけれども、このあたり、見通しがつくものはありますでしょうか。
- ○更田委員長 余りこのたぐいの見通しは申し上げないことにしているのですけれども、確かにBWRで最初という意味での難しさがある一方で、意見募集でいただいた御意見の数は、私たちが思っていたほど多いものではなかったものですから、そういった意味では、今までの事例とそんなに大きく変わらないのではないかと思っています。
- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 シゲタさん。
- ○記者 NHKのシゲタです。

もんじゅのことで一点だけ確認させていただきたいのですけれども、先ほど5年半の 話があったと思うのですが、委員長御自身、5年半のスタート地点はどこと認識されて いるか、お伺いしてもよろしいですか。

- ○更田委員長 これは監視会合で繰り返しやり取りしていて、時計の針は動いていますよねというのは確認はしているのですけれども、時計の針の起点は<u>政府決定がなされた時</u>点*だと私は理解しています。
- ○記者 となると、もう1年近くがたっていて、残り4年半ちょっとという認識でよろし いということですか。
- ○更田委員長 そうなりますね。
- ○記者 わかりました。ありがとうございます。
- ○司会 よろしいでしょうか。では、最後、オカダさん、もう一回。
- ○記者 たびたび済みません。東洋経済のオカダです。

先ほどの経理的基礎に関しての審査なのですが、これは設置変更許可とか、設置許可の際には極めて限定的ということなのですけれども、これは何でそういう立てつけになっているのか、素朴なところが疑問に思いまして、本来、経理的基礎というものを、設置変更許可にせよ、何にせよ、幅広く見るとしてもいいのではないかという気もするのですけれども、そういうことではないのでしょうか。つまり、原電がきちんと動かす能力がトータルでないと、東海第二の安全な稼働にも影響してくるのではないか。例えば、廃炉の費用をきちんと積み立てているのかどうかとか、そういうものがトータルできちんとワークしていないと、必要な安全対策が常に行われるかどうかとか、そういう意味でも非常に心配ではあるかなと思うのです。余り限定的に捉えなくてもいいのではないかと思われるのですけれども、そのあたりはいかがなのでしょうか。

- ○更田委員長 御指摘の趣旨はわからなくはないのですけれども、日本原電という会社の性格を捉えてみると、例えば、今後予想される廃炉であっても、電力各社の全体のサポートが前提となっているような会社ですので、そこの実効可能性、フィージビリティを厳密に捉えようとすると、対象が申請者である日本原電だけにとどまらないところがありますので、設置変更許可や設置許可という仕組みの中で、申請者以外のところを巻き込んでというのは、おのずと限界があるように理解をしています。
- ○大熊総務課長 事務的に法的な観点から少し補足させていただきますと、原子炉等規制 法上は許可の基準として、発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること を確認することとなっています。一方で、今お話がございました廃炉のための費用の引 き当て、そういったものは電気事業法の枠組みの中で経済産業省の監督のもとで行う仕 組みになっておりますし、また、賠償については原賠法のもとでということで、これま た別の、文部科学省等のもとでという枠組みがございます。そうした法的な立てつけの 問題もございますことを補足させていただきます。

※正しくは「日本原子力研究開発機構が文部科学大臣に「もんじゅの廃止措置に関する基本的な計画」 を提出した時点(平成 29 年 6 月 13 日)」

- ○司会 では、シゲタさん。
- ○記者 何度も済みません、NHK、シゲタです。

もんじゅのことでもう一点だけ確認させていただきたいのですけれども、申し訳ない。 先ほど朝日新聞さんが5年半でできるのですかという御質問があったと思うのですけ れども、先ほどの御認識だと時計が動いているということで、改めてお伺いするのです が、4年半余りでこの機構の計画は達成できると思われますか。

- ○更田委員長 今、達成できる計画が示されていると。ただ、その計画が、先ほど申し上げたように、技術的な細部にわたってまで十分可能なものであるかどうかは、今後、ヒアリングや監視会合を積み重ねて確認をしていかなければいけない。まだ計画が申請されていないと言ってしまえばそれまでなのですけれども、それは単なる絵に描いた餅で、到底その期間内で終了しないではないかという判断がされた場合には、次の手だてを考えなければならない。ではいつなのだというのも一つだし、それが非常に長期にわたるのだったら、別途対策を打ってくださいということを要求することになるだろうと思います。ただ、現段階では、JAEAは一貫してこの期間内に完了させるという計画を示していますので、まずはそれの技術的な内容をきちんと確認していくということだと思います。
- ○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

一了一